

## 北海道ブロック戦略懇話会設置規約 (案)

### (目的)

第1条 北海道地方の社会資本の重点整備方針（以下、「重点整備方針」という。）の策定に当たり、北海道における社会資本に関する現状と課題、目指すべき将来像、社会資本整備の重点事項等に関して、地方公共団体や産業界、有識者等の意見を聴くため、北海道ブロック戦略懇話会（以下、「戦略懇話会」という。）を設置する。

### (議題)

第2条 戦略懇話会の議題は次のとおりとする。

- (1) 重点整備方針に関すること。
- (2) その他重点整備方針の策定に必要な事項に関すること。

### (構成員)

第3条 戦略懇話会の構成員は、別表1のとおりとする。

### (座長)

第4条 戦略懇話会に、座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理し、戦略懇話会を代表する。
- 3 座長は、互選する。

### (招集)

第5条 戦略懇話会は、座長が招集する。

### (専門部会)

第6条 戦略懇話会に専門部会を置く。

- 2 専門部会は、戦略懇話会に関する事項のうち、重点整備方針について必要な検討を行い、戦略懇話会を補佐する。
- 3 専門部会の構成員は、別表2のとおりとする。

### (事務局)

第7条 戦略懇話会に事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、北海道開発局及び北海道運輸局が共同で処理する。

### (その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な事項は、戦略懇話会に諮り別に定める。

附 則 この規約は、平成21年6月10日から施行する。

#### 別表 1（戦略懇話会の構成員）

国立大学法人北海道大学総長  
国立大学法人小樽商科大学学長  
学校法人北海学園理事長  
北海道経済連合会会長  
社団法人北海道商工会議所連合会会頭  
北海道経営者協会会長  
北海道経済同友会代表幹事  
北海道農業協同組合中央会会長  
北海道林業協会会長  
社団法人北海道水産会会長  
社団法人北海道観光振興機構会長  
日本銀行札幌支店長  
北海道知事  
札幌市長  
北海道市長会長  
北海道町村会長  
北海道総合通信局長  
北海道経済産業局長  
北海道開発局長  
北海道運輸局長  
東京航空局長  
札幌管区气象台長  
第一管区海上保安本部長

#### 別表 2（専門部会の構成員）

北海道総合政策部長  
札幌市市長政策室長  
北海道開発局開発監理部次長  
北海道運輸局企画観光部長  
東京航空局空港部長  
札幌管区气象台総務部長  
第一管区海上保安本部交通部長